

青梅市告示第38号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、青梅都市計画第一種市街地再開発事業青梅駅前地区第一種市街地再開発事業を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

平成31年4月1日

青梅市長 浜 中 啓 一

都市計画の種類・名称	都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画第一種市街地再開発事業 青梅駅前地区第一種市街地再開発事業	青梅市本町および仲町各地内

縦覧場所 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1  
青梅市役所5階都市整備部都市計画課

以 上